

第 50 回にしのみや市民祭り 記念イベント企画運営業務 特記仕様書

1 目的

令和7(2025)年の「にしのみや市民祭り」は第50回を迎え、また西宮市も100周年を迎えており、大きな節目での開催となる。本仕様書は、この「にしのみや市民祭り」の締めくくりを華やかに飾る、先進的な映像投影技術を駆使した企画(プロジェクションマッピングなど)を基軸とした周年記念イベントを実施する業務において、専門的な知識と技能を有する事業者へ委託することにより、節目の開催に相応しい内容かつ様々な方の思い出に残る空間を作り出すことを目的とする。受託者は委託者である「にしのみや市民祭り協議会」(以下、協議会という。)の意図を理解し、柔軟かつ丁寧に業務にあたることとする。

2 業務履行場所

西宮市六湛寺町 外

3 業務履行期間

契約締結日翌日から令和7年 11 月 30 日まで

4 業務内容

(1)前提事項

節目の開催を迎える「にしのみや市民祭り」の締めくくりにあふさわしい、先進的な映像投影技術を駆使した企画(プロジェクションマッピングなど)を基軸とした周年記念イベントを滞りなく実施し、大いに盛り上げ、参加した方々の記憶に残るものにする。

(2)企画立案

以下の要素を踏まえて、本イベントの企画立案を行うこと。

- ・節目の開催にあふさわしい、皆が盛り上がり、記憶に残るような内容であること
- ・西宮市ならではの要素を多分に含むこと
- ・子供から大人までを対象としたものであること
- ・実施時期、場所、などの条件に対して適切なものであること

(3)企画の実施に必要な準備

立案した企画に沿って、コンテンツや音楽の制作や必要な機材の確保等、企画の実施に必要な準備を行うこと。なお、コンテンツの内容が Web 上で公開可能なもの場合は、イベント終了後に Web 公開に適した形式や仕様で納品すること。

(4)設置作業等の実施

本イベントを演出・実施するために必要な機材等を設置すること。その際に必要な、運搬、撤去もすべて含むものとする。機材については、事前に現地でのテスト投影を行い、性能に問題がないことを確認すること。各機材の設置場所については別紙「にしのみや市民祭りエリア図」も参考にし、西宮市役所の建物も含めて提案するものとするが、実際の設置場所は機材の構成、重量等やイベント当日の観客の導線も加味し、西宮市から許可を得たうえで契約締結後に決定することとする。また、西宮市役所本庁前の植栽については、保護樹木が多いことから、機器の設置やその他の本イベントの影響で損傷などが無いように留意すること。

(5) 電源について

本イベントを演出・実施するために必要な電源については、計画の段階で使用場所や使用電力の想定も明確にしておくこと。原則は協議会で用意することとするが、場合によっては協議のうえで、受託者が準備する場合がある。

(6) 本イベントの実施

実施に必要な準備やテストなどもすべて含むものとする。当日は、必要なスタッフを配置すること。また、記録用の写真、動画の撮影を行うこと。

(7) 資料の収集・取りまとめ

必要に応じて、資料やデータを協議会から提供する。協議会が保有しない資料やデータについては、受託者で収集及び取りまとめを行うこととする。

(8) その他

各業務内容において、原則として主体は受託者とするが、必要に応じて協議会も協力を行う。特に映像の内容、またその演出などについては密に連携を取り、意図を共有すること。

(9) 参考となる Web サイト

○にしのみや市民祭り協議会ホームページ

<https://www.nishinomiyaashiminmatsuri.jp/>

○西宮市 100 周年ホームページ

<https://www.nishi.or.jp/shisei/shinogaiyo/shunenjigyou/index.html>

○西宮市 100 周年記念誌 電子版

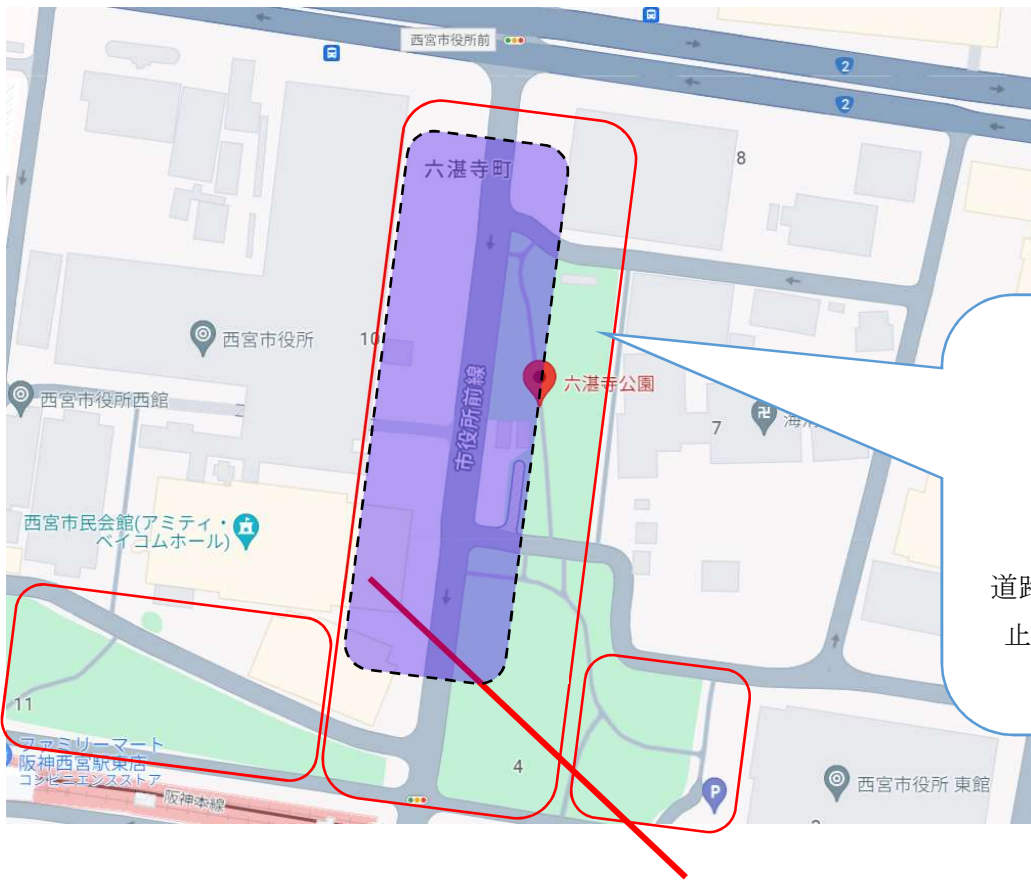
<https://100th.nishi.or.jp/>

5 実施の条件

(1) 場所及び投影壁面など

にしのみや市民祭りは西宮市役所周辺で、映像投影などを実施する場合は、投影する壁面としては西宮市民会館(西宮市六湛寺町 10 番 11 号)の東側または北側もしくはその両方の壁面をとし、併せて周辺の構造物を活用してもよいものとする。会場と投射壁面の位置関係や、想定観覧エリアは次頁の図を参照のこと。ただし、当該イベントの実施に起因する会場内構造物の破損や汚れ等については、受託者が原状回復を行うこと。また、本庁舎東側、ウォークアブルエリアにおいては、重量物や地面と接する部分に大きな加重が加わるものを置くことはできない(タイルが割れやすくなっているため)。

次頁にエリア図



実線内が市民祭りの
 開催エリア
 点線内が想定する
 観覧エリア
 道路「市役所前線」は通行
 止めで歩行者天国となる

候補
 アミティバイコムホー
 ル(東側 or 北側もしく
 は両面)
 ※木で視界が悪くなる
 場所あり



(2) 日時と実施時間

令和7年 10 月 25 日(土) 18 時ごろから 15 分程度

※上記日時は予定であり、確定のものではないが、条件が大きく変わることはない

(3) 天候等の考慮

当日小雨であった場合は、市民祭りは開催される。ただし、協議会が実施困難と判断した場合は、中止となる。

(4) その他、実施に関する注意点や配慮点

にしのみや市民祭りの参加人数については、近年の参加者数から、およそ 2 万 5 千～3 万人を想定している。

近隣の住宅や民間施設への影響を十分に配慮した音量や光の設定にすること。また、会場の北側は国道、南側は鉄道という立地も考慮すること。テスト投影時も同様である。

6 スケジュール

令和 6 年 7 月ごろ	契約締結・業務開始 全体の方向性のすり合わせ 必要な情報の提供、計画書及びスケジュール案の提出
	以降、計画及びスケジュールに沿って 映像の制作、機器の調達、演出の企画、当日のプログラムの作成 工事の実施、機器等の設置、テスト投影の実施
令和 7 年 10 月	第 50 回にしのみや市民祭りにて本イベントの実施

7 業務遂行上の留意事項

- (1) にしのみや市民祭り協議会や、西宮市の信用を失墜する行為をしてはならない。
- (2) 業務遂行にあたり、必要に応じて協議会に情報共有や報告、または確認を行うこと。

8 個人情報保護及び秘密の保持

本業務を実施するにあたり、個人情報の保護や、その他情報セキュリティ全般においては、法令や一般的に要求されるセキュリティレベルに基づき、万全の対策を行うこと。

9 労働法上の責任

業務従事者に対する雇用主として、労働基準法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、職業安定法、社会保険諸法令、その他業務従事者に対する法令上の責任をすべて負い、責任を持って労務管理を行うものとする。

10 成果物に関する権利の帰属

- (1) 協議会は、本業務の成果物についての利用及び処分に関する権利を専有するものとする。ただし、受託者又は第三者が所有していた権利は除くものとする。
- (2) 受託者は、本業務の成果物に係る所有権、著作権(著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。以下同じ。)及びその他成果物に係る全ての権利を協議会に移転するものとする。ただし、受託者又は第三者が所有していた権利は除くものとする。
- (3) 本委託契約に係る著作物について、受託者は、同一性保持権等の著作者人格権を将来にわたって行使しないものとする。
- (4) 成果物の引渡し後は、受託者は、成果物を協議会の許可なく複製・保管してはならない。

11 委託料の支払

完了後一括払い。ただし、本イベントが中止となった場合、協議会は受託者に連絡し、既に行われた作業や準備が検査で合格と認められた場合、変更契約を結び、その部分に相応する業務委託料(出演者のキャンセル料等を含む)を受託者に支払う。ただし、支払いを受けるには、受託者は履行したことが確認できる書類(発注書や電子メールの写し)等を協議会に提出しなければならない。

12 契約保証

受託者は、保険会社との間に協議会を被保険者とする、定額填補特約条項付の履行保証保険契約を締結し、その証書を協議会に提出すること。

13 再委託の禁止

受託者は、委託業務の処理を一括して他の者に委託してはならない。

14 その他

この仕様書に定めのない事項及び契約時点で未確定な事項については、その都度、協議の上決定する。

15 納品物

- ・スケジュール
- ・制作計画書
- ・体制表
- ・実施報告書
- ・記録写真
- ・本イベント実施時に撮影した動画ファイル(Web 公開用)
- ・コンテンツの動画ファイル(Web 公開用)